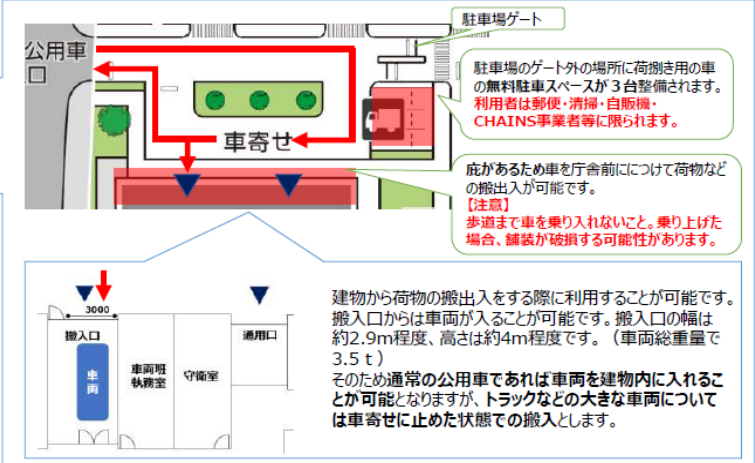


別紙 運搬物受渡し場所等

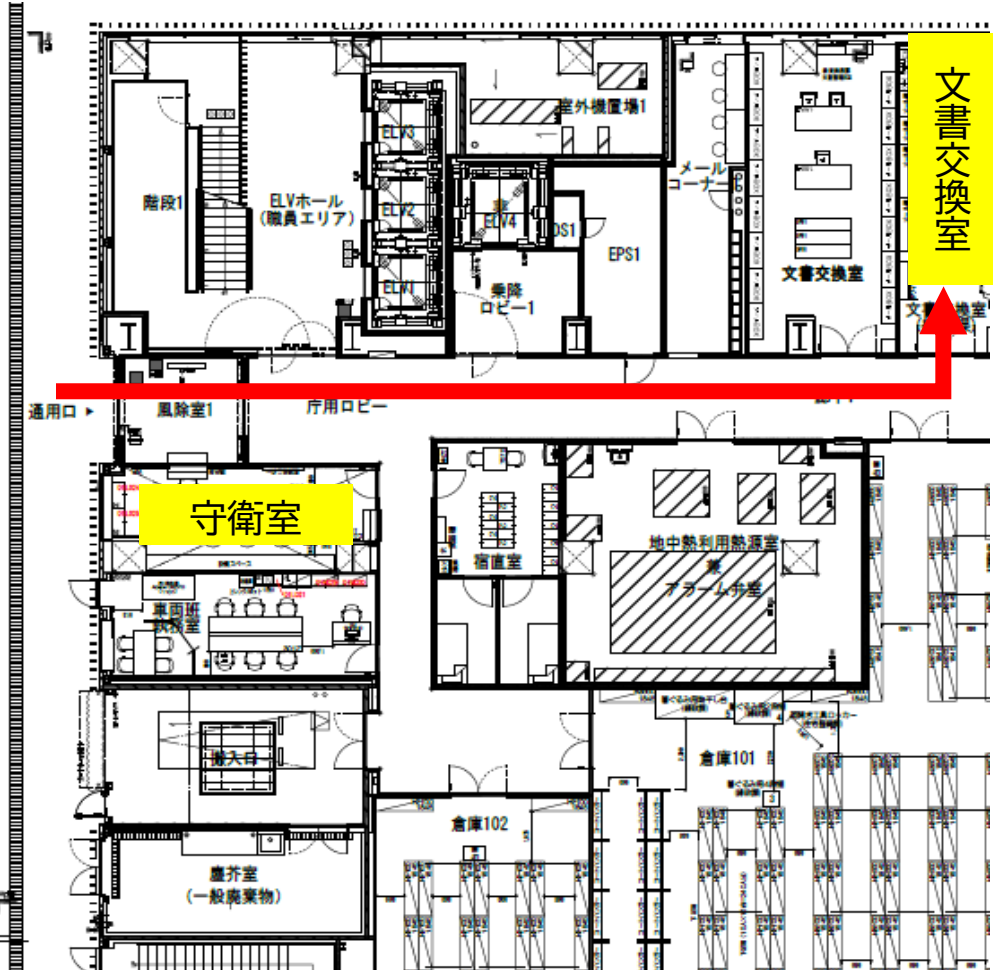
8その他 (3) 荷物の搬出入 165

通用口側に搬出入用のエリアが整備されます。荷物の搬出入を行う際には当該エリアを利用下さい。また、荷捌き用の無料駐車場が3台分整備されており、必要に応じて利用することが可能です。

レイアウト



車寄せ側



文書交換業務記録票 (R7.1~)

令和 年 月 日 ()

順路	集配所	本庁文書交換室→各集配所行 (目印: □赤テープ □白テープ)				各集配所→本庁文書交換室行 (目印: □赤テープ □白テープ)						
		送付個数 ※本庁文書交換室で記入			集配所 職員 受領時 間	集配所 職員 受領者 サインor印	送付個数 ※文書交換時、各集配所で記入					
		メール バッグ	ポスター	冊子類			メール バッグ	ポスター	冊子類			
1	美浜区役所	3・4	個	本	包	:		3・4	個	本	包	
2	幕張本郷市民センター	1				:		1				
3	花見川市民センター	1				:		1				
4	犢橋市民センター	1				:		1				
5	さつきが丘市民センター	1				:		1				
6	花見川区役所	3				:		3				
7	稲毛区役所	5・6				:		5・6				
8	山王市民センター	1				:		1				
9	若葉区役所	3・4				:		3・4				
10	千城台市民センター	1				:		1				
11	泉市民センター	1				:		1				
12	土気市民センター	1				:		1				
13	水道事業事務所	1				:		1				
14	誉田市民センター	1				:		1				
15	緑保健福祉センター	1				:		1				
16	緑区役所	2				:		2				
17	生浜市民センター	1				:		1				
18	松ヶ丘市民センター	1				:		1				文書交換室 受領時間
19	中央区役所	4				:		4				:
	本庁文書交換室	計	計	計		:	受託作業 受領者	計	計	計		文書交換室 受領者

文書交換業務記録票（～R6.12）

令和 年 月 日（ ）

順路	集配所	本庁文書交換室→各集配所行 (目印: □赤テープ □白テープ)				各集配所→本庁文書交換室行 (目印: □赤テープ □白テープ)						
		送付個数 ※本庁文書交換室で記入			集配所 職員 受領時 間	集配所 職員 受領者 サインor印	送付個数 ※文書交換時、各集配所で記入					
		メール バッグ	ポスター	冊子類			メール バッグ	ポスター	冊子類			
1	美浜区役所	3・4	個	本	包	:		3・4	個	本	包	
2	幕張本郷市民センター	1				:		1				
3	花見川市民センター	1				:		1				
4	犢橋市民センター	1				:		1				
5	さつきが丘市民センター	1				:		1				
6	花見川区役所	3				:		3				
7	稲毛区役所	3				:		3				
8	山王市民センター	1				:		1				
9	若葉区役所	3・4				:		3・4				
10	千城台市民センター	1				:		1				
11	泉市民センター	1				:		1				
12	土気市民センター	1				:		1				
13	水道事業事務所	1				:		1				
14	誉田市民センター	1				:		1				
15	緑保健福祉センター	1				:		1				
16	緑区役所	2				:		2				
17	生浜市民センター	1				:		1				
18	松ヶ丘市民センター	1				:		1				文書交換室 受領時間
19	中央区役所	4				:		4				:
	本庁文書交換室	計	計	計		:	受託作業 受領者	計	計	計		文書交換室 受領者

年 月 日()

文書交換業務記録票(他集配所宛て即日送達分)

	発信集配所名 (担当者)	あて先集配所名	送付通数
1	幕張本郷市民センター()	花見川区 市民総合窓口課	
2	花見川市民センター()	花見川区 市民総合窓口課	
3	犢橋市民センター()	花見川区 市民総合窓口課	
4	さつきが丘市民センター()	花見川区 市民総合窓口課	
5	土気市民センター()	緑区 市民総合窓口課	
6	誉田市民センター()	緑区 市民総合窓口課	
7	()		
8	()		
9	()		
10	()		
11	()		
12	()		
13	()		
14	()		
15	()		
16	()		
17	()		
18	()		
19	()		
20	()		
21	()		
22	()		

(注) 集配所職員が記入すること。